

一時金裁定請求書

個人番号確認済

日付

シロキ工業 企業年金基金理事長 殿

企業年金基金規約に基づき、下記の通り一時金の裁定を請求します。 年 月 日 提出

※記入上の注意
1、氏名・住所のフリガナはカタカナでかならずご記入ください。
2、振り込みを正確にするために金融機関またはゆうちょ銀行で口座の確認を受けてください。

フリガナ	印	生年月日	性別	男・女
氏名 (氏)(名)		年 月 日		
フリガナ				
住所	電話 ()			
一時金の種類 〔該当を○で囲んでください。〕	イ. 基本プラスアルファ 一時金 ロ. 退職一時金 選択割合 (%) 25・50・75・100%			
加入者番号	〔お手もとの加入員者証の番号を右の欄に転記してください。〕			
受取り方法	金融機関口座振込		ゆうちょ銀行口座振込	
	フリガナ 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合	店 本人名義	フリガナ 本人名義	口座確認 印
添付しなければならない書類	(預金科目) 1.普通預金 2.当座預金		(口座番号右詰めで記入) 本人名義	
	1. 加入者証 2. 生年月日に関する市区町村長の証明書 (誕生日以降、3ヵ月以内に発行された、個人番号の記載がない住民票) 3. 退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書(右欄様式使用) 4. 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 (事業所より退職金が支払われた場合、かならず添付してください。添付の際には、2. の申告書に上部を貼付けてください。)			

常務理事	事務長	課長	係長	係

受付印

年 月 日	退職所得の受給に関する申告書
年分	退職所得申告書
退職手当の支払者の	所在地 (基金所在地) 〒442-0001 愛知県豊川市千両町下野市場35-1
氏名	氏名
現住所	現住所
退職年1月1日現在の住所	退職年1月1日現在の住所
法人番号(個人番号)	個人番号

このA欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支給を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要はありません。)

A	① 退職手当等の支払を受けることになった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	年 月 日
	② 退職の区分等	一般・障害 ()	生活扶助の有・無	自 年 月 日 至 年 月 日

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日
---	------------------------------	--------------------	--------------	--------------------

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日 至 年 月 日
---	--	--------------------	--------------------------------	--------------------

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑩ ⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 至 年 月 日
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 至 年 月 日

B又はCの退職手当がある場合には、このE欄に記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けた年月日	収入金額	源泉徴収税額		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地(住所)・名称(氏名)
			市町村民税	道府県民税			
Bの退職手当について	年 月 日	円	円	円	年 月 日	一般・障害	
Cの退職手当について	年 月 日					一般・障害	

- (注意) 1. この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合には、所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
2. Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。